

Map19 様々な保護地域制度

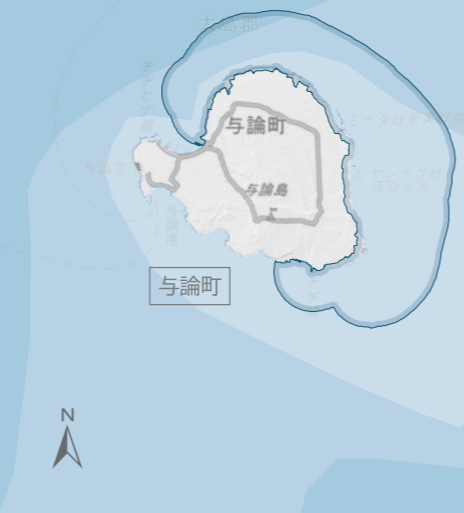
奄美群島の豊かな自然を守るために、国立公園(自然公園法)のほかにも、様々な法律によって様々な保護地域が設けられています。マップ19は、国や県によって奄美群島に設定されている保護地域を示しています(市町村指定天然記念物など、市町村条例によるものは掲載していません)。

名称及び法律	保護地域制度	凡 例
国立公園 (自然公園法)	日本を代表する傑出した自然の風景地で、国が指定し、保護・管理します。	
天然記念物 (文化財保護法) 「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち重要なもので、法律によって国が指定する場合と、法律に基づく条例によって都道府県・市町村が指定する場合があります。	国指定天然記念物 文化財保護法に基づいて国が指定するもの。	
	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物のうち、特に重要なもの。	—
	都道府県指定天然記念物 文化財保護法に基づいて都道府県が条例により指定するもの。	
鳥獣保護区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護管理法)) 鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、狩猟や一定の開発行為を規制する区域で、法律によって国が指定する場合と、法律に基づく条例によって都道府県が指定する場合があります。	国指定鳥獣保護区 鳥獣保護管理法に基づいて国が指定するもの。	
	都道府県指定鳥獣保護区 鳥獣保護管理法に基づいて都道府県が条例により指定するもの。	
保護林 (国有林野の管理経営に関する法律) 国有林野内の原生的な天然林などで、国が指定し、保護・管理します。森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究などに資することを目的としています。	森林生態系保護地域(保存地区) 森林生態系保護地域は保存地区と保全利用地区に区分されています。保存地区は、気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域です。特に森林生態系の厳正な維持を図る部分であり、原則的に人の手を加えず、自然の推移に委ねることとしています。世界自然遺産の登録に当たって、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくための保護措置としても位置づけられています。	
	森林生態系保護地域(保全利用地区) 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないようにするための緩衝エリアで、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域です。天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林が含まれることもあります。	
	希少個体群保護林 希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究などに資することを目的に設定されています。	

[出典] ・国指定天然記念物 「国指定文化財等データベース」(文化庁)
(<https://kunisitei.bunka.go.jp/bisy/index>)
・都道府県指定文化財 「国土数値情報(行政区画データ)」(国土交通省)
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P32_1.html#prefecture46)
・保護林 「国土数値情報(行政区画データ)」(国土交通省)
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html>)を加工して作成
・陰影 基礎地図情報数値標高モデル 10mメッシュ(標高)より作成
・市町村界 「国土数値情報(行政区画データ)」(国土交通省)
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_1.html#prefecture46)
・背景図 地理院タイル(淡色地図)



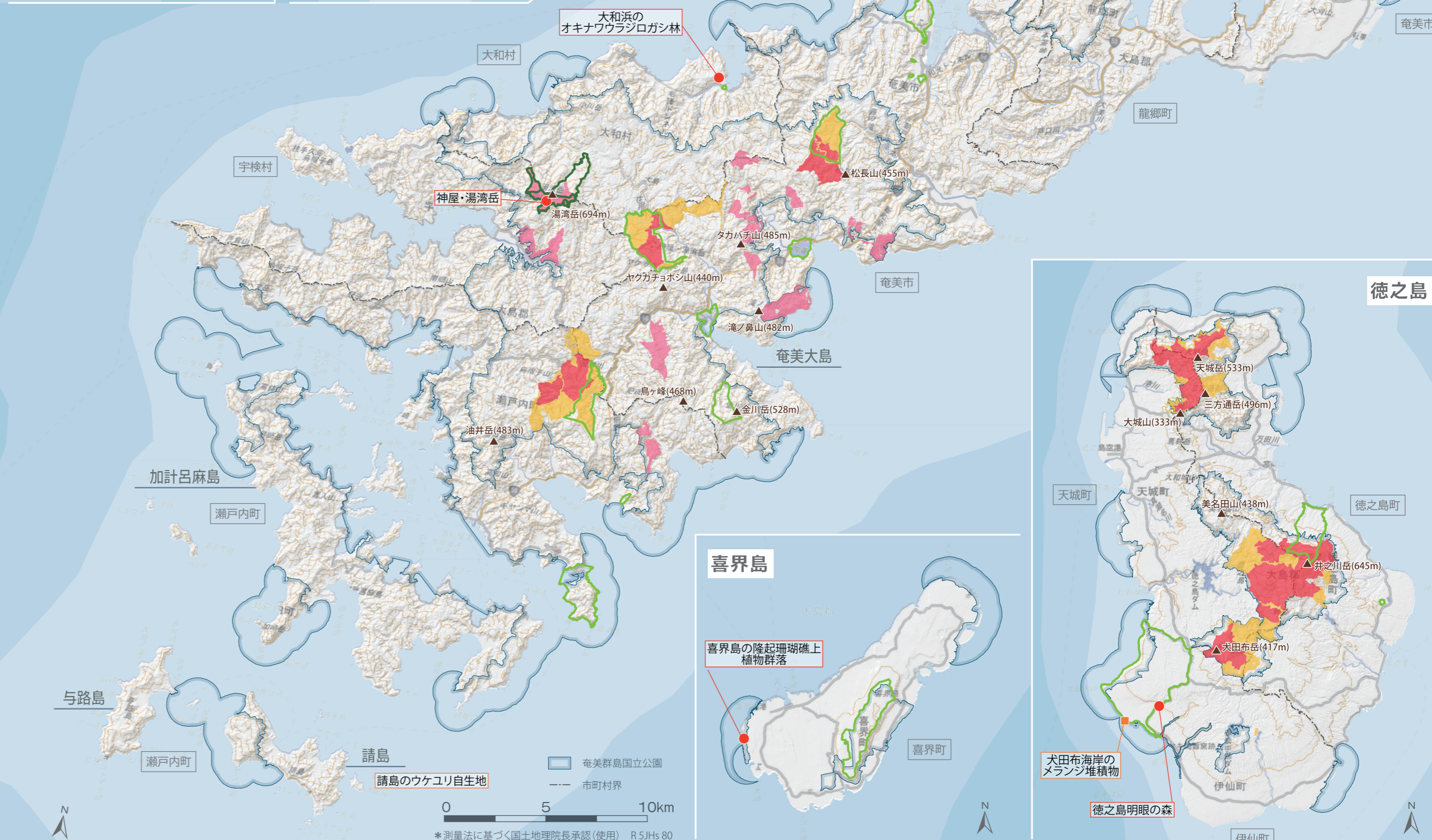
与論島



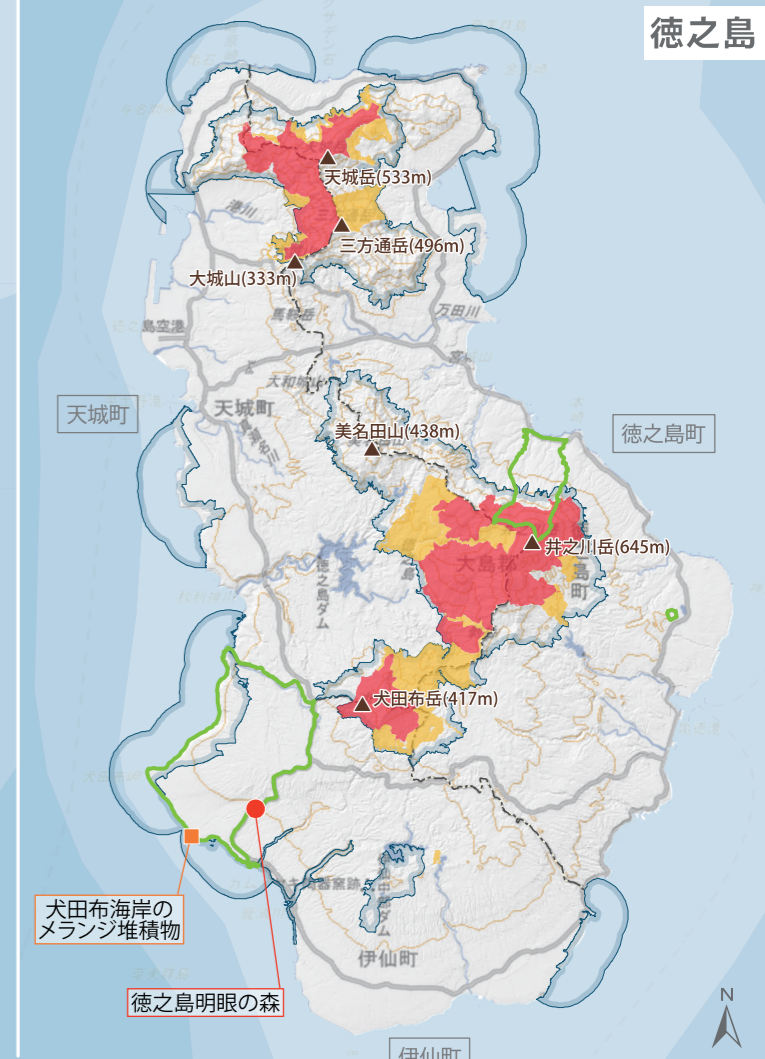
沖永良部島



奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島



徳之島



喜界島

